

第十三條 中央委員会は直々にこれを招集することを要す。

第十四條 中央委員会は中央執行委員会二分の一以上の出席を得過半數を以て決するものとす。各部長は発言権を有する議決権を有せず。

第十五條 中央執行委員会は次期大会大至る迄最高執行機關として大会及び中央委員会と對し責任を負ふるにヒス。

第十六條 中央執行委員会は中央委員長、中央委員、書記長及今計を以て構成せらるゝ。中央執行委員会は中央委員長を議長とする各部長は担任事務に付され要あるとヒスは出席して發言することを得る。且つ決権を有せず。

第十七條 中央執行委員会は必要に應じて組織、宣傳、教育、出版、調査財政、機關組織等の部門を設くることを得る。各部門は中央執行委員会の統制を受ける。部長は中央委員会を代表する。

第三節 中央執行委員会

第十八條 党本部に左の役員を置く。

第五章 本部役員
第十九條 中央委員長(中央執行委員会議長) 兼二名

一、中央委員長(中央執行委員会議長)

若干名

二、中央執行委員

一名

三、書記長

若干名

四、會計

一名

五、部長

若干名

第十九條 中央委員長は党を代表し、党務を總理す。

第二十條 書記長は中央委員長を補佐して党務を處理す。

第二十一條 會計は党の會計を管理す。

第二十二條 部長は担任部門の活動を統轄す。

第二十三條 役員の任期は一年とす。但し兩選や妨げず。

第六章 地方支部

第廿四條 支部郡市又は之に準ずる地域毎に党員百名以上を以て之を組織